

利益相反開示に関する指針細則

日本美容外科学会(JSAPS)

第1条 目的

「利益相反開示に関する指針」(以下、「本指針」という)を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法と、違反者への措置を示すために本細則を定める。

第2条 本学会の学術集会等での発表

1) 本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座等で発表・講演を行う者(以下、「演者」という)は、抄録提出時および発表時に、それぞれの時点の過去1年間における、演者についての別紙(1)～(9)の事項、および演者と生計を一にする配偶者、一親等以内の親族または収入・財産を共有する者(以下、「近親者」という)についての別紙(1)～(3)および(9)の事項を明らかにしなければならない。

2) 演者は、抄録提出時に演者全員についての「演者の利益相反自己申告書」(様式1)を本学会の利益相反委員会に提出し、発表時に、当該申告書記載の情報を発表スライド又はポスター上に公開する。

第3条 機関誌等での発表

1) 本学会の刊行物(機関誌など)で発表を行う者(以下、「著者」という)は、投稿時および掲載許可時に、それぞれの時点の過去1年間における、著者についての別紙(1)～(9)の事項、および著者の近親者についての別紙(1)～(3)および(9)の事項を明らかにしなければならない。

2) 著者は、投稿時及び掲載許可時に、「著者の利益相反自己申告書」(様式2)を本学会の利益相反委員会に提出し、当該申告書記載の情報を論文末尾に記載する。申告書の提出が無かった場合は、利益相反委員会の判断により、「著者は、論文の著述および発表に関する利益相反状態は無かったと言明した」という文言が記載されることがある。

第4条 役員等

1) 本学会の理事会の全メンバー、各委員会の委員長、役員(以下、総称して「役員等」という)は、別紙(1)～(6)および(8)、(9)、自己およびその近親者についての別紙(1)～(3)および(9)の事項を明らかにしなければならない。

2) 役員等は、新就任時と、就任後は1年ごとに、「役員等の利益相反自己申告書」(様式3)(以下、「役員等申告書」という)を提出して利益相反を開示する。開示の対象期間は直近の暦年1年とする。新就任時は、就任日から2年前まで遡った利益相反を申告しなければならない。この場合、就任の前々暦年と前暦年の役員等申告書を、それぞれ作成して提出する。役員等のいずれかを兼任する者は、その就任の時期の最も早いものについて、その就任日の前々暦年まで遡った役員等申告書を提出する。

第5条 利益相反自己申告書の取扱い

1) 本細則に基づいて本学会の利益相反委員会に提出された利益相反自己申告書および役員等申告書は、本学会事務局に保管される。保管期間は5年間とし、その後は破棄される。

2) 利益相反自己申告書、役員等申告書、およびそこに開示された利益相反状態に関する情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反委員会が随時利用できるものとする。また、申告者の利益相反状態について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合には、本学会は、利益相反委員会の決議並びに理事会の承認を得て、当該利益相反状態についての情報を本学会内部または社会へ公開できるものとする。

第6条 違反者への措置及び利益相反委員会の対応

1) 利益相反自己申告書および役員等申告書の記載内容に疑義がある場合、利益相反委員会は調査を行う。利益相反委員会が是正措置が必要と判断した場合は該当者へ通知する。該当者が利益相反委員会の決定を不服とした場合は、本学会理事会に上告することができる。

2) 利益相反自己申告書および役員等申告書の記載内容に明らかな違反がある場合、利益相反委員会は該当者に是正措置が必要であることを通知し、理事会にその事実を上申する。

3) 利益相反状態に関して公表者より適切な開示が行われた場合であっても、研究成果の公表内容が資金提供者の意図により不当にゆがめられている疑いがある場合、利益相反委員会は調査を行うことができる。委員会での審査内容は理事会へ上申する。

第7条 附則

この細則は2012年10月10日から施行される。

(別紙)

開示事項

- (1) 企業又は営利を目的とした団体の役員、顧問職について、1つの企業又は団体からの報酬額が年間 50 万円以上である場合、当該企業又は団体の名称、役職名

- (2) 株又は持分権の所有について、1つの企業からの1年間の株による利益(配当と売却益の総和)が 50 万円以上である場合、又は当該企業の全株式の 5%以上を保有している場合、当該企業の名称

- (3) 企業又は営利を目的とした団体からの特許権使用料について、1つの特許権使用料が年間 50 万円以上である場合、当該企業又は団体の名称

- (4) 企業又は営利を目的とした団体から、会議への出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)について、一つの企業又は団体からの日当(実費分を除く)の合計が年間 30 万円以上である場合、当該企業又は団体の名称

- (5) 企業または営利を目的とした団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料について、1つの企業または団体からの原稿料の合計が年間 30 万円以上である場合、当該企業又は団体の名称

- (6) 企業又は営利を目的とした団体が提供する研究費について、1つの研究に対して支払われた総額が年間 100 万円以上、奨学寄付金(奨励寄付金)については、1つの企業又は団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上である場合、当該企業又は団体の名称

- (7) 研究成果の公表に含まれる未承認の医薬品、医療機器、医療材料の名称と当該企業または団体の名称

- (8) 医薬品、医療機器、医療材料の提供を受けている場合、その名称と当該企業または団体の名称

- (9) その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、1つの企業又は団体から受けた報酬が年間 5 万円相当以上である場合、当該企業又は団体の名称